

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤 岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)	
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市山東町粟鹿地域 (比叡区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月11日 (第7回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては70歳以上の耕作者が約半数を占め、農業経営の規模縮小、継続困難な状況が起きている。
また、後継者の目処がついていない農業者が50%あり、今後の地域農業の在り方や農地利用について方針を定め地域全体で取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域は中山間に圃場があり、高齢化もあり新規作物の導入が厳しい現状であるが、本年度より減農薬栽培を試行的に行い、拡大してゆく。
離農家の圃場については、比叡営農組合が年数回耕耘作業・草刈等保安全管理を行っている。
営農組合受託以外の個人の自己保全圃場については認定農業者等と連携を図り農地保全に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.61 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.68 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区内の農用地区域内の農地を中心に地域計画の区域を決定した。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
比叡営農組合及び認定農業者への農地の集積及び集約化を基本とし、営農組合と認定農業者により計画的に農地利用を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構についての認知度が低いと、制度の周知徹底・学習会を行い、将来的には農地中間管理機構を活用することとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域農業を守っていく上で農地大型化、パイプラインの整備等に取り組むたいが、地域内は高低差が大きく厳しい状況であるが、給排水設備の整備は最低限必要である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
総会、役員会等の機会に、貸したい人、借りたい人の要望の聞き取りを行う。(特に高齢者の意見を聞く必要あり) 担い手の育成については、地区内の若い人をオペレーターとして育成し農業参加を推進する。また、区外の新規就農者の受入れも検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託については、集落営農組合が行うため現段階では考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)として地域内で共有を図り、進入防止柵の点検・修理を行い、被害の減少を図る。

⑦中山間地域等直接支払事業等を活用しながら農地の保全・管理を継続して取組む。